

特別支援学校教諭免許状に係る教育職員検定願提出に当たっての 注意事項について

福井県教育庁高校教育課
福井県教育庁義務教育課

教員免許更新制の導入により、平成21年4月1日からは、既に特別支援学校教諭の免許状を有する方が同一種類（2種、1種、専修）の別領域（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者）を取得する場合、既にお持ちの免許状に領域を追加することになり、新たな免許状の授与は行われません。（盲・ろう・養護学校の免許状についても、特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされるため、同様の取り扱いとなります。）

<領域の追加の例>

- ・ 2種免許状（視覚）を有する方が2種免許状（知・肢・病）を追加
- ・ 1種免許状（養護学校）を有する方が1種免許状（視覚・聴覚）を取得
- ・ 専修免許状（聴覚）を有する方が専修免許状（視覚）を取得 等

<授与を行う場合の例>

- ・ 2種免許状（視覚）を有する方が1種免許状（視覚）を取得
- ・ 1種免許状（知的）を有する方が2種免許状（視覚・聴覚）取得
- ・ 1種免許状（ろう）を有する方が専修免許状（知・肢・病）を取得 等

領域の追加の場合は、単位のみでの申請の場合は教育職員免許状授与願に関する提出書類一式を、在職年数と単位での申請の際には教育職員検定願にかかる提出書類一式を提出していただくことになります。

なお、領域の追加の場合には、修了確認期限の延期事由とはなりませんのでご注意ください。

※ただし、別の種類の免許状を取得する場合は修了確認期限の延期事由となります。

（例：1種免許状のみを有する方が、2種免許状または専修免許状の授与を受ける場合等）